

## 投票所閉鎖時刻が繰り上げになります

平成 22 年度の選挙から投票立会人など関係者の負担軽減や経費節減を図るため、下記のとおり投票日における投票所の閉鎖時刻を 2 時間繰り上げます。

第 12 投票区（愛生園）・第 13 投票区（光明園）を除くすべての投票区で実施します。

### ▶投票時間

変更前 午前 7 時～午後 8 時（13 時間）

変更後 午前 7 時～午後 6 時（11 時間）

※第 12 投票区（愛生園）、第 13 投票区（光明園）は、従来どおり午前 8 時から午後 4 時までです。

## 期日前投票を活用しましょう！

投票日に都合で投票所に行けない人は、期日前投票制度を活用しましょう。

期日前投票は、今までどおり市役所本庁では午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、牛窓支所、ゆめトピア長船、裳掛出張所は午前 9 時から午後 5 時まで行います。

なお、期日前投票のできる期間は、選挙によって異なりますので、事前にチラシなどでお知らせします。

### ■問い合わせ先

瀬戸内市選挙管理委員会 ☎0869-22-0792

## 国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている人などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の人を対象とした保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の人を対象とした「学生納付特例制度」もあります。これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保

険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、後から保険料を納付すること（追納）ができるようになっていきます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### ■問い合わせ先

岡山東年金事務所 ☎086-270-7925

市民課 ☎0869-22-1790

## 瀬戸内市民病院コラム

### 院外処方になります

薬剤科長 岡崎彰徳



日からは院外の「保険薬局」で薬を受け取るようになります。会計の際に処方せんを渡しますので、4日以内にお近くの保険薬局で処方せんと引き換えに薬を受け取ってください。

院外処方にならば、どの医療機関にかかっても同じ薬局で薬をもらう（かかりつけ薬局を決める）ことをお勧めします。薬の記録を管理しているのが重複や飲み合わせ、また、アレルギーや副作用などをチェックすることができ、薬の安全性がよりいっそう確保されるからです。

### ■問い合わせ先

瀬戸内市民病院

☎0869-22-1234

市民に信頼される病院を目指して

## 自治会などで自主防災組織の結成協議を



昨年 8 月に襲来した台風 9 号により美作市、兵庫県佐用町とその近隣地域で甚大な水害・土砂災害が発生しました。被災者は、「県道が浸水して通れんから救急車や消防の人が来るまで 2 時間かかった」「市からの災害情報は伝わってこなかった」と語っています。

大災害時には、市・警察や消防などの公共機関が十分に対応できない可能性があります。このことから、自助（自分自身を守ること）・共助（近

隣住民の助け合い）が被害の軽減に大きく関わります。また近年の災害では、高齢者や障害者など自力での避難が困難な人の被災が多く、その支援が非常に重要となります。

これからの時期は自治会の総会などで皆さんが集まる場が多くなります。こうした機会にぜひ地域の防災について話し合い、自主防災組織を結成し、日ごろから災害に備えるようにしましょう。

なお、市では、自主防災組織の結成に当たり、活動に使用する資機材の購入費用や地域の防災マップの作成費用などの啓発活動に要する経費に対して補助金を交付する支援制度を設けていますので、結成の際には積極的にご活用ください。

### ■問い合わせ先

地域安全推進室 ☎0869-22-3904

## 営業用水道使用料を改定します

平成 20 年度に改定された水道料金のうち、会社やお店などが対象となる営業用水道使用料については、2 段階で調整することとしていました。

今回、2 回目となる改定を 4 月 1 日から行います。その結果、市内の営業用水道使用料は統一されます。5 月請求分からの営業用水道使用料は、

下表のとおりとなります。

今後とも、経営の効率化やサービスの向上に努めますので、事業者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### ■問い合わせ先

上水道業務課 ☎0869-22-1325

### 営業用水道使用料改定表

単位：円・銭

区分	地区	基本料金 (10m <sup>2</sup> まで)	超過料金 (1m <sup>2</sup> につき)
現行料金	牛窓町・邑久町	2,205	220.50
	長船町	1,942.50	194.25
新料金	牛窓町・邑久町	2,152.50	215.25
	長船町	2,152.50	215.25

※上記料金には、消費税を含む。



## 民生委員・児童委員が交代

民生委員・児童委員は、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えて、サポートする一番身近な相談員です。

このたび邑久地区の民生委員・児童委員が交代しました。新しい委員を紹介します。

▷氏名 野崎一正さん

▷連絡先 ☎0869-22-0280

▷担当区域 中村・保止

### ■問い合わせ先

福祉課 ☎0869-26-5941